

千葉県高齢者虐待防止連絡会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千葉県高齢者虐待防止連絡会（以下「連絡会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において高齢者とは、千葉市に居住する原則として65歳以上の者をいう。

2 この要綱において高齢者虐待とは、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第4項に規定する養護者による高齢者虐待又は同法第2条第5項に規定する養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。

(検討事項)

第3条 連絡会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 千葉市の高齢者虐待防止対策に関する取組み
- (2) 高齢者虐待に関する情報交換
- (3) その他高齢者虐待に関する問題解決に必要なこと

(組織)

第4条 連絡会は、千葉市内で活動している団体等で組織する。

2 連絡会は、次の各号に掲げる条件に沿った団体等に属する者により構成する。

- (1) 保健・医療関係団体
- (2) 千葉県弁護士会
- (3) 千葉県警察本部千葉市警察部
- (4) 介護保険サービス事業関係団体
- (5) 社会福祉事業関係団体
- (6) 地域住民による活動団体
- (7) 千葉市あんしんケアセンター（地域包括支援センター）
- (8) 千葉市
- (9) その他、市長が必要と認めた団体

(事務局)

第5条 連絡会の事務局は、保健福祉局健康福祉部地域包括ケア推進課におく。

(個人情報の保持)

第6条 連絡会に関わる構成員は、その会議及び協力業務により知り得た個人情報については、他に漏らしてはならない。やむをえず情報を提供する場合は、活動に必要な最低限度の者に、最低限度の情報提供でなければならない。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営について必要なことは、保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月13日から施行する。

この要綱は、平成30年12月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年8月1日から施行する。